

宇多津町告示第 63 号

制限つき一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、宇多津町建設工事執行規則（平成10年宇多津町規則第6号）第6条第1項の規定により公告する。

令和3年4月8日

宇多津町長 谷川 俊



第1 入札に付する事項

- 1 工事名 令和2年度 南部地区子育て支援・交流施設（仮称）
新築工事
- 2 工事場所 宇多津町津ノ郷 149-1、150
- 3 工事概要 建築工事一式（敷地面積：2,951.54 m²）
鉄骨造平屋建て 延床面積 737.51 m²
駐輪場・舗装・フェンス・植栽等 一式
電気・機械設備工事 一式
- 4 工期 契約締結日（議会議決日）から令和4年2月14日

第2 入札に参加する者に必要な資格等

- 1 入札参加資格を有する者
次に掲げる要件を満たす者であること。
 - （一）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
 - （二）宇多津町建設工事指名停止等措置要領（平成18年要領第1号）並びに香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）による指名停止期間中の者でないこと。
 - （三）建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けており、なおかつ香川県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - （四）宇多津町の令和3・4年度の建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者で経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。）による

総合数値（客観点数）が1, 300点以上有すること。

- (五) 過去10年間（平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間をいう。）に、建築工事〔入札に付する工事と同種かつ同程度以上の工事〕の元請（共同企業体の場合にあっては、代表者に限る。）としての施工実績（工事が完成したものに限る。以下同じ。）があること。
- (六) 建設業法第26条の規定に基づく技術者を契約工期中（竣工検査合格後を除く。）専任で配置できること。
- (七) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者でないこと。

2 入札参加資格の確認等

- (一) 入札参加希望者は、令和3年4月16日までに、様式第1号による入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）並びに様式第2号及び第3号による入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）をそれぞれ1部ずつ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、入札参加資格があると認められた者にかぎり入札参加の対象とする。
- (二) 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）は、持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (三) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和3年4月23日までに、書面により通知する。
- (四) 資料に記載すべき事項
 - (1) 1の(五)に掲げる要件を満たすことを証明する工事の施工実績の書類
 - (2) 1の(六)に掲げる要件を満たすことを証明する配置予定の技術者の資格及び工事の施工経験
- (五) 申請書等の受付
 - (1) 受付期間 令和3年4月8日から令和3年4月16日まで。
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(3) 受付場所 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町役場 地域整備課

(六) その他

(1) 申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(一) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。

(二) (一)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、令和3年4月30日までに2の(五)の(2)の時間に2の(五)の(3)の場所へ持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(三) (一)の説明を求めた者に対する回答は、令和3年5月12日までに、書面により行う。

4 工事概要書の交付等

(一) 交付期間 令和3年4月8日から令和3年4月16日まで。ただし、休日を除く。

(二) 交付時間 2の(五)の(2)の時間

(三) 交付場所 2の(五)の(3)の場所

5 設計図書の交付等

(一) 交付期間 令和3年4月23日から令和3年5月7日まで。ただし、休日を除く。

(二) 交付時間 2の(五)の(2)の時間

(三) 交付場所 2の(五)の(3)の場所

(四) 交付方法 CD等により入札参加希望者に貸し出しを行う。

(五) 設計書、図面及び仕様書並びに入札心得等(以下「設計図書等」という。)について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を次のとおり提出すること。なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(1) 提出期間 令和3年4月26日から令和3年5月14日まで。

(郵送により提出する場合は、同日までに必着のこと。)ただし、休日を除く。

(2) 提出の時間及び場所

2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所

(六) (五)の質問に対する回答を記載した書面を次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間 令和3年5月17日から令和3年5月20日まで。

(2) 閲覧の時間及び場所

2の(五)の(2)の時間及び2の(五)の(3)の場所

第3 入札及び開札等

- 1 入札及び開札の日時 令和3年5月21日 午前11時00分
- 2 入札及び開札の場所 香川県綾歌郡宇多津町1881番地
宇多津町役場 西館2階会議室
- 3 入札書の提出方法 持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは認めない。

第4 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

第5 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札保証金の納付は免除する。
- 2 契約保証金 契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合にあっては、この限りでない。

第6 入札の無効等

- 1 申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

第7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低（低入札価格調査基準価格は設定）の価格をもって入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

第8 契約の締結

- 1 当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項の規定により、宇多津町議会の議決が必要である。
- 2 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第9 問い合わせ先

郵便番号 7 6 9 - 0 2 9 2

香川県綾歌郡宇多津町 1 8 8 1 番地

宇多津町役場 地域整備課

電話番号 0 8 7 7 - 4 9 - 8 0 1 2

F A X 0 8 7 7 - 4 9 - 0 5 1 7

様式第1号

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

宇多津町長 谷川 俊博 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
(担当者氏名)
(電話番号)

令和3年4月8日付けで入札公告のありました 令和2年度 南部地区子育て支援・交流施設（仮称）新築工事の入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告の第2の1の要件を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 入札公告の第2の1の（五）に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札公告の第2の1の（六）に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

以上

（注）

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち本店以外の者から申請する場合にあつては、委任状を添付すること。
- 2 1の他、建設業法第27条の27第1項に規定する経営事項審査の結果通知書（審査基準日が、本申請書の提出日前1年7か月以内のものうち、直近のもの）の写しを添付すること。
- 3 施工実績にあつては、その実績を確認できる書類を添付すること。
- 4 配置予定の技術者については、資格を証する書類を添付のこと。

施 工 実 績

商号又は名称： _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注者名	
	受注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工 期	
工 事 概 要 等		

(注)

- 1 施工実績は、平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間に完成したものを記載すること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 上表記載の各項目の内容が確認できる書類（契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）の写し等）
 - (2) 工事の完成が確認できる書類
- 3 「工期」の終期については、当該工事の完成年月日を記入すること。

配置予定の技術者の資格・工事経験

商号又は名称： _____

氏 名		
工 事 経 験	工 事 名	
	発注者名	
	受注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工 期	
	従事役職	
工 事 概 要 等		

(注)

- 1 「工事経験」については、他の会社等で従事していた経験を含む。
- 2 監理技術資格者証の写しを添付すること。
- 3 「工事経験」が様式第2号に記載した工事以外の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 上表記載の各項目の内容が確認できる書類（契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）の写し等）
 - (2) 工事の完成が確認できる書類